

地域開放型花壇管理制度について

1 制度の目的

地域と区の協働による花いっぱい運動の一環として、地域の団体の要望があれば、公園・児童遊園内の空きスペース等に花壇を新設し、地域の団体に提供します。

花壇の管理運営活動を通して、地域住民が交流を深めるとともに、公園の安全・安心の向上を図るためのものです。

2 対象となる団体

町会、自治会、敬老会、青少年育成地区委員会、子供会、ラジオ体操会、緑化推進委員、学校PTA、企業の従業員の会、地域の同好会など、公園の近隣に在住または在勤・在学の方々に構成する団体で、継続的に花壇の管理運営を行える団体。

個人や企業は対象外となります。

3 手続き

- ① 電話または窓口で、ご相談ください。
担当 公園課管理運営係（葛飾区立石6-9-1 電話03-3693-1777）
- ② 現地で立ち会いを行い、場所の確認をします。
- ③ 地域開放型花壇管理に関する覚書に同意いただいたうえで、公園・児童遊園内花壇利用申込書を提出していただきます。
- ④ 後日、承認書を発行します。
- ⑤ 使用の承認は、1年です。毎年、更新の手続きを行っていただきます。

4 管理方法について

- (1) 提供を受けた範囲において、花壇の管理を行っていただきます。（管理区域を示すために必要がある場合は、区が柵を設置します。）
- (2) 提供を受けた範囲外に植物を植えたり、プランター等を置いたりはできません。
- (3) 植物の選定、育成については、公園の美観、衛生及び公園利用者の安全に留意して下さい。
- (4) 植物の管理に使用した道具類はもちかえってください。公園内に用具・器具を置く場所を設けることはできません。
- (5) 花壇内の清掃、除草は、適宜、行ってください。
- (6) 清掃・除草で出たゴミは可燃・不燃に分別し、公園内のゴミ箱などには捨てずに、各自処分してください。なお、植替えなどで一度に大量の可燃ゴミが発生する場合には、事前に区にご相談ください。
- (7) 利用を中止したときには、すみやかに区へ連絡し、指示を受けてください。
- (8) 以上の項目が守られないと区が判断した場合、利用許可を解除することがあります。また、公園の廃止や、工事に伴う花壇の廃止によっても、利用許可を解除する場合があります。

5 区役所の役割について

- (1) 花壇管理に使用する水は公園内の水道を使用できます。
- (2) 花壇用の柵が破損、腐食している場合、区がこれを補修します。
- (3) 区は、「6 配布物について」で定める配布物を、初回のみ配布します。
- (4) 花壇管理者に関する標識
「わたしたち ○○○ が お世話しています。」
(※○○○ は団体等の名称)
という標識を立てます。

6 配布物について

花苗、じょうろ、移植ごて、カマ等の資材を配布します。数量は区で定めます。

7 公園花壇内での禁止行為

- (1) 樹木の植樹
- (2) とげのある植物、野菜・果物等食料となりうる植物の栽培。(ユリ・キク等、観賞用と考えられるものは除く)
- (3) 法律上栽培が禁止されている植物の栽培。
- (4) 特定外来種の栽培
「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」で特定外来生物として定められた植物の栽培。例：オオキンケイギク、オオハンゴウソウ
- (5) 営利目的の利用。
販売及び販売のための製品の材料とすることを目的とした栽培。

8 その他

年1回、更新手続きを兼ねた意見交換会を開催しますので、ご参加いただきます。